

○法案修正による追加情報（令和 7 年 3 月 1 8 日現在）

令和 7 年度税制改正の基礎控除に係る修正法案が与党から国会に提出されました。
そこで、修正法案に基づき内容の修正を下記のとおり行いましたので、ご活用ください。

記

- (1) 2 頁 後掲の 2 頁と入れかえ
- (2) 5 頁 後掲の 5 頁と入れかえ
- (3) 9 頁 後掲の 9-1、9-2 頁と入れかえ
- (4) 13 頁 後掲の 13 頁と入れかえ

目次

令和7年度税制改正の概要

「令和7年度税制改正」の概要と主要項目	4
---------------------	---

個人所得課税関係

基礎控除等の見直し	5
【参考】社会保険料(106万円の壁と130万円の壁)	7
【参考】106万円の壁と130万円の壁のグラフ	8
基礎控除の見直し	9-1
給与所得控除の見直し	10
特定親族特別控除の創設	11
所得要件その他の措置	13
スタートアップへの再投資を行った場合の特例	14
子育て世帯等に対する生命保険料控除の見直し	17
子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充	19
子育て対応改修工事をした場合の住宅改修控除	21
確定拠出年金制度の見直し	22
退職所得控除額の調整規定等の見直し	25
法人課税信託にかかる所得税の課税の適正化	28
所得税の確定申告書の添付書面の見直し	30
個人所得課税に関するその他の改正項目	31

資産課税関係

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の延長	35
事業承継税制の役員就任要件等の見直し	36
生産性向上や賃上げに資する設備投資の特例措置	37
資産課税に関するその他の改正項目	39

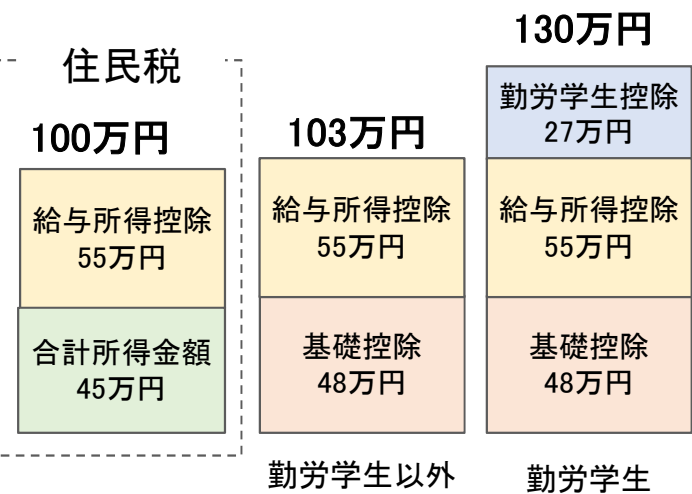
法人課税関係

中小企業者等の軽減税率の特例の見直し・延長	43
中小企業投資促進税制の延長	44
中小企業経営強化税制の見直し・延長	45
中小企業防災・減災投資促進税制の見直し・延長	48
【参考】中小法人・中小企業者・中小企業者等の範囲	49
【参考】適用除外事業者	50
地域未来投資促進税制の見直し・延長	51
【参考】大企業における税額控除制度の適用規制	52
非適格合併等における資産等に係る調整勘定の見直し	53
リース会計基準の変更に伴う税制上の所要の措置(借手)	54
リース譲渡の収益・費用の帰属年度の特例の廃止	58
リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止(消費税)	60
医療用機器等の特別償却制度の見直し・延長	61
法人課税に関するその他の改正項目	62
防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	66

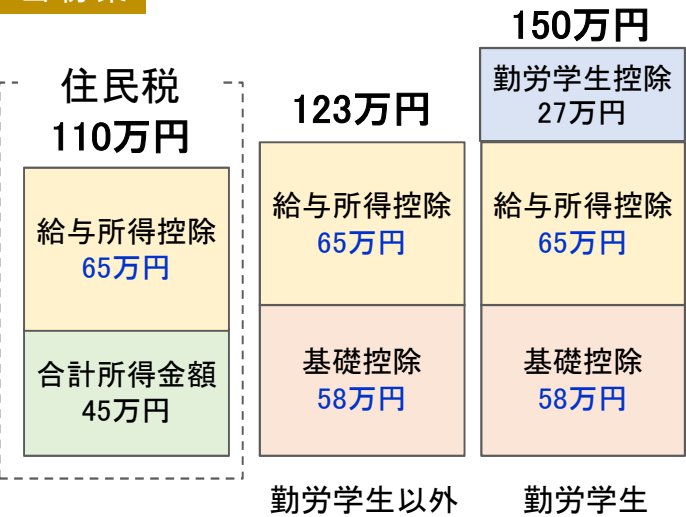
基礎控除等の見直し① ～本人～

減税

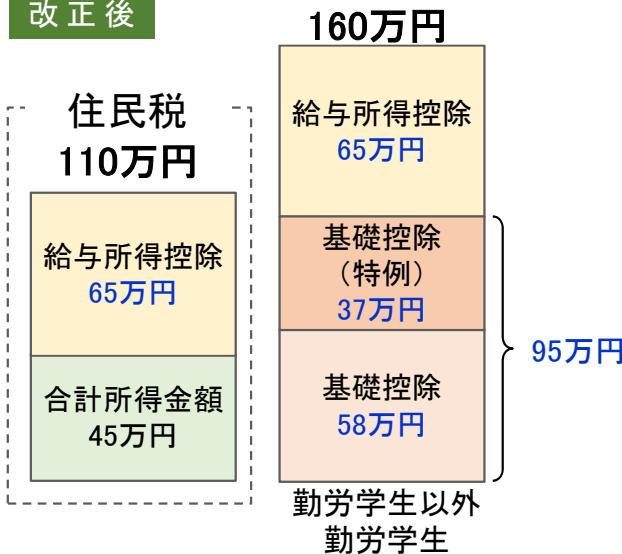
改正前



当初案



改正後



本人の給与収入金額			内 容
改正前	当初案	改正後	
100万円～	110万円～		本人に住民税が発生し始める(自治体により基準が若干異なる)
103万円～	123万円	160万円～	本人に所得税が発生し始める (勤労学生控除は合計所得金額85万円以下(改正後)が要件であるため、給与収入160万円(合計所得金額95万円)では使えず、勤労学生と勤労学生以外の者との差がなくなった)
130万円～	150万円		

(参考) 個人住民税均等割における非課税限度額制度
所得金額 ≤ 基本額(35万円) × 世帯人員数 + 10万円 + 加算額(21万円)
(注1) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数
(注2) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
(注3) 基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定
<例> 級地区別の個人住民税均等割の非課税限度額について(給与所得者(独身)の場合)
1級地: 東京23区、指定都市(16/20)など 収入金額100万円から課税

基礎控除の見直し①

減税

ポイント

- 基礎控除について、**合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。**
 - **令和7年分以後の所得税**について適用する。
 - 公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。
 - 給与等及び公的年金等の源泉徴収については、**令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用**する。
 - 改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。
 - 所得税の**基礎控除の特例を創設し、令和7年分以後の各年分**において、**居住者の合計所得金額が655万円（令和9年分以後は132万円）以下である場合における基礎控除の額は、次の金額を加算した金額とする。**
 - イ その年分の所得税に係る合計所得金額が132万円以下である場合 37万円（合計95万円）
 - ロ その年分の所得税に係る合計所得金額が132万円を超え336万円以下である場合 30万円（合計88万円）
 - ハ その年分の所得税に係る合計所得金額が336万円を超え489万円以下である場合 10万円（合計68万円）
 - ニ その年分の所得税に係る合計所得金額が489万円を超える場合 5万円（合計63万円）
- （所法86①、203の3、203の4の2、203の6、別表2～4、措法41の15の3②一、41の16の2、改正法附則1イ・ロ、7、9～11、37、37の2、81）

★ チェック

- 住民税の基礎控除額については変更がない。
- 今後、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずることとされている。
- 上記の検討に当たっては、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討することとされている。

基礎控除の見直し②

減税

【基礎控除】

	合計所得金額	改正前	当初案	改正後		
				特例措置	令和7年、令和8年	令和9年以降
①	132万円以下	48万円(43万円)	58万円(43万円)	+37万円(恒久)	95万円(43万円)	95万円(43万円)
②	132万円超 336万円以下			+30万円(2年間)	88万円(43万円)	58万円(43万円)
③	336万円超 489万円以下			+10万円(2年間)	68万円(43万円)	
④	489万円超 655万円以下			+5万円(2年間)	63万円(43万円)	
⑤	655万円超 2,350万円以下			—	58万円(43万円)	
⑥	2,350万円超 2,400万円以下	48万円(43万円)	48万円(43万円)		48万円(43万円)	
⑦	2,400万円超 2,450万円以下	32万円(29万円)	32万円(29万円)		32万円(29万円)	
⑧	2,450万円超 2,500万円以下	16万円(15万円)	16万円(15万円)		16万円(15万円)	
⑨	2,500万円超	控除なし(控除なし)	控除なし(控除なし)		控除なし(控除なし)	控除なし(控除なし)

※カッコ内は住民税控除額



★チェック

- 合計所得金額132万円(給与収入200万円相当)超の場合の基礎控除の特例措置は2年間の時限措置である。
- 改正後の取扱いは令和7年12月1日から適用されるため、令和7年中の給与等に係る源泉徴収は改正前と同様に行われ、年末調整を通じて改正内容が反映されることになる。
- 令和7年12月1日前に準確定申告書を提出する場合には、改正前の基礎控除を用いて申告を行うことになるが、同日から5年以内に更正の請求を行うことができる(給与所得控除、特定親族特別控除等についても同様)。
- 令和7年12月1日前にその年最後に給与等の支払いをする場合における年末調整については、改正前の基礎控除等を用いて行われるため、準確定申告又はその後行う更正の請求により改正内容が反映される。

所得要件その他の措置

減税

ポイント

- 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を**58万円以下**(改正前:48万円以下)に引き上げる。
- ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を**58万円以下**(改正前:48万円以下)に引き上げる。
- 勤労学生の合計所得金額要件を**85万円以下**(改正前:75万円以下)に引き上げる。
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を**65万円**(改正前:55万円)に引き上げる。
- 令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用する。
(所法2①三十二、三十三、三十四、地法23、292、改正法附則1一イ、2、改正地法附則1一、2①)

用語	意義
同一生計配偶者	居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者及び事業専従者を除く。)のうち合計所得金額が 58万円以下 である者
扶養親族	居住者の親族(配偶者を除く。)等でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者及び事業専従者を除く。)のうち合計所得金額が 58万円以下 である者
ひとり親	現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち次に掲げる要件を満たすもの (1)その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が 58万円以下)を有すること (2)合計所得金額が500万円以下であること (3)その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
勤労学生	大学の学生等で、給与所得等を有するもののうち、合計所得金額が 85万円以下 であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるものをいう。

★ チェック

- 給与所得者が公的年金を受給する場合、給与所得控除と公的年金控除の合計金額に上限(280万円)を設けることが検討されている。
- 所得税では勤労学生控除は意味がなくなったが、住民税(控除額26万円)では所得割の計算に引き続き有用である。